

第 22 回 ISMAP 運営委員会 議事要旨

1. 日時：令和 5 年 10 月 27 日（金）10:00～12:00
2. 場所：オンライン形式
3. 議題及び議事内容

(1) ISMAP 制度改善について

- ・ ISMAP 制度改善の 3 つの柱（「①外部監査の負担軽減」、「②審査の迅速化・明確化」、「③ISMAP 利用層拡大・コミュニケーションの深化・制度運用の透明性」）のうち③に関し、情報セキュリティインシデント対応のプロセスを明確化すべく、一定の改善策を取りまとめ報告した。

〔具体的な改善項目〕

- インシデント発生時の初動対応を強化すべく、報告において「速報」の枠組みを設け、原則 3 営業日以内に報告を求める。また、従来の報告書は「確報」として位置付けを明確化し、原則 30 日以内に報告を求める。
- 報告すべき項目・内容が不明確であったことから、報告すべき項目を細分化し示し、記載要領を設ける。
- 規定上、インシデント発生時の報告要否は、原則クラウドサービスプロバイダの判断に依拠していたが、報告プロセスにおいて、制度側から能動的に報告を求めることを可能とする。

(2) 規程等の改正について

- ・ 「議題（1）ISMAP 制度改善について」における情報セキュリティインシデントに関する議論を踏まえ、「政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）基本規程」、「ISMAP クラウドサービス登録規則」及び「ISMAP-LIU クラウドサービス登録規則」について、所要の規程改定を決定した。

(3) ISMAP クラウドサービスリストへの登録について

- ・ ISMAP クラウドサービスリストへの登録申請があった 1 社 1 サービス（新規登録）について、同リストへの登録を決定した。

※ なお、更新申請があった 4 社 4 サービスについては、ISMAP 運営規則 2.4.2 に基づき、登録の決定を ISMAP 運営委員会委員長へ一任の上、更新登録済。

(4) 情報セキュリティインシデントについて

- ・ ISMAP クラウドサービスリストに登録済みのサービスにおいて発生した情報セキュリティインシデントについて、再監査のプロセスを開始しているところ、ISMAP クラウドサービス登録規則に基づく直近の対応状況を報告した。

(5) 監査機関から提出された中間報告書について

- ・ ISMAP 監査機関登録規則に基づき、1年後に登録の有効期限を迎える監査機関より受領した「中間報告書」について、ISMAP 運用支援機関の実施した調査結果を報告した。

(以 上)